

渋谷区告示第163号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、秀和青山レジデンスマンション建替組合の事業計画の変更を令和8年6月30日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のように告示する。

令和8年8月28日

渋谷区長 長谷部 健

1 組合の名称

秀和青山レジデンスマンション再生組合

2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

（1）名称

秀和青山レジデンス

（2）敷地の区域

渋谷区渋谷三丁目3番1、11、12、21、22（計5筆）

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都渋谷区渋谷三丁目3番1（計1筆）

4 事業施行期間

マンション再生組合設立認可の日から令和9年3月31日まで

5 事務所の所在地

東京都港区南青山五丁目1番25号 北村ビル

6 設立認可の年月日

令和2年7月31日

7 変更の内容

組合名称の変更

変更前 秀和青山レジデンスマンション建替組合

変更後 秀和青山レジデンスマンション再生組合

8 事業計画の変更の認可の年月日

令和8年8月28日

渋谷区告示第 1 6 2 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づき、秀和青山レジデンスマンション建替組合の定款の変更を令和 8 年 6 月 3 0 日付け申請書のとおり認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

渋谷区長      長   谷   部      健

1    組合の名称

秀和青山レジデンスマンション再生組合

2    再生前マンションの名称及びその敷地の区域

（1）名称

秀和青山レジデンス

（2）敷地の区域

渋谷区渋谷三丁目 3 番 1、1 1、1 2、2 1、2 2（計 5 筆）

3    再生後マンションの敷地の区域

東京都渋谷区渋谷三丁目 3 番 1（計 1 筆）

4    事業施行期間

マンション再生組合設立認可の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5    事務所の所在地

東京都港区南青山五丁目 1 番 2 5 号    北村ビル

6    設立認可の年月日

令和 2 年 7 月 3 1 日

7    変更の内容

組合名称の変更

変更前    秀和青山レジデンスマンション建替組合

変更後    秀和青山レジデンスマンション再生組合

8    事業計画の変更の認可の年月日

令和 8 年 8 月 2 8 日